

添付法令資料 4 :

ベトナム国際合意法（目次）

20.11.13 可決 法律第 70/2020/QH14 号／21.07.01 施行

- 第 1 章 総則（第 1 条ないし第 7 条）
- 第 2 章 国際合意の締結
 - 第 1 目 国又は政府の名による国際合意の締結（第 8 条ないし第 11 条）
 - 第 2 目 国会、国会の機関、国会総書記、国会事務室、国会常務委員会に属する機関又は国家会計検査院の名による国際合意の締結（第 12 条及び第 13 条）
 - 第 3 目 国家主席事務室、最高人民裁判所又は最高人民検察院の名による国際合意の締結（第 14 条及び第 15 条）
 - 第 4 目 省、省相当機関又は政府に属する機関の名による国際合意の締結（第 16 条及び第 17 条）
 - 第 5 目 省級国家機関の名による国際合意の締結（第 18 条及び第 19 条）
 - 第 6 目 総局、省に属する局、省相当機関、省級人民委員会に属する専門機関、県級人民委員会又は国境区域における社級人民委員会の名による国際合意の締結（第 20 条）
 - 第 7 目 組織の中央機関及び組織の省級機関の名による国際合意の締結（第 21 条ないし第 23 条）
 - 第 8 目 複数の機関若しくは組織の名による国際合意、国防、安寧若しくは投資に関連する国際合意又は人民軍及び人民公安における各機関若しくは単位の国際合意の締結（第 24 条ないし第 26 条）
 - 第 9 目 国際合意締結の提出に関する意見募集書類、提案書類及び意見付与責任（第 27 条ないし第 30 条）
 - 第 10 目 高級チームの訪問における国際合意の締結（第 31 条）
- 第 3 章 国際合意の効力、修正、補充、更新、効力の終了、取消し及び履行の一時停止（第 32 条ないし第 34 条）
- 第 4 章 簡易な手順及び手続（第 35 条ないし第 41 条）
- 第 5 章 国際合意の履行（第 42 条及び第 43 条）
- 第 6 章 中央における国家機関、省級国家機関並びに組織の中央機関、組織の省級機関及び組織の対外活動管理機関の責任並びに国際合意の締結及び履行の経費（第 44 条ないし第 50 条）
- 第 7 章 施行条項（第 51 条及び第 52 条）